

北朝鮮船籍タンカー「CHON MA SAN（チョンマサン）号」と船籍不明の船舶による 洋上での物資の積替えの疑い（令和2年1月12日）

1. 事案の概要

令和2年1月12日（日）未明、北朝鮮船籍タンカー「CHON MA SAN（チョンマサン）号」（IMO 番号：8660313）と「明波 5」との表示がある船籍不明の船舶が東シナ海の公海上（上海の東約240kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1海上補給隊所属の補給艦「ときわ」（横須賀）が確認しました。

両船舶は、接舷した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「CHON MA SAN号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会により資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。



（写真①）：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「CHON MA SAN（チョンマサン）号」と船籍不明の船舶。1月12日00時10分頃撮影）



(写真②：「CHON MA SAN (チョンマサン) 号」。1月12日8時10分頃撮影)



(写真③：「明波 5」との表示がある船籍不明の船舶。1月12日7時50分頃撮影)

2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会（専門家パネル）に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。

(参考)

本事案は、我が国の公表案件として16回目のもの（「瀬取り」実施が疑われる回数としては24回目）。